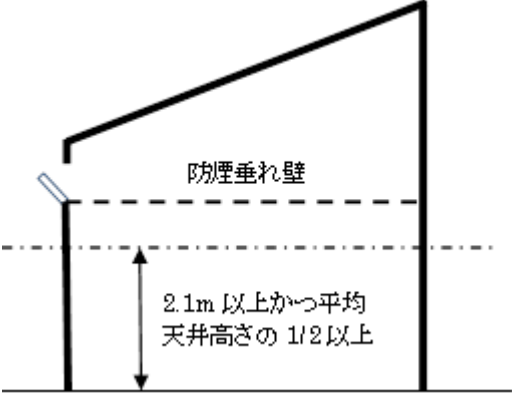
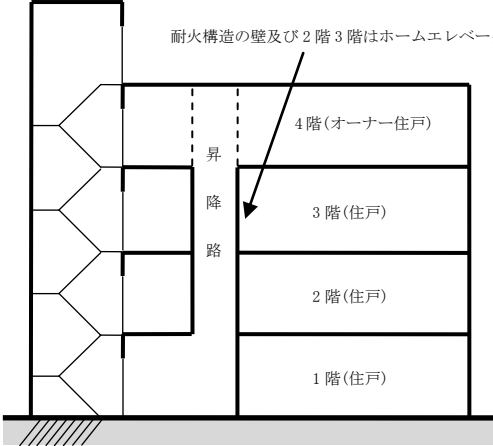


No	頁	質問	回答
1	8	戸建て住宅の居室の屋根に設けるトップライトについて、トップライトを開閉式とすることは可能か。	可能である。
2	20	図の②の場合は、妻面も屋内側防火被覆が必要と思われるが、①の場合においても妻面の被覆は必要か。	①の妻面が②のように外壁面によって遮られている仕様であれば屋内側防火被覆は必要である。
3	31	1 行目の「廊下に面する窓・・・」には、E V の昇降路の出入口戸に設ける防犯窓もこれに該当するのか。	該当しない。この出入口戸（防犯窓を含む）は、特定防火設備にしなければならない。
4	31	解説 4 行目の「開放廊下といえども防火・防煙上支障がある場合」とは、具体的にどのようなことを想定しているのか。	たとえば、開放廊下に面する引違窓が開け放しの場合は、防火・防煙上支障がある。一方、P79②の外倒し窓が高所にある場合は、開け放しの場合でも防火・防煙上支障がないと考えられる。また廊下の幅が法規制以上に確保され、窓から火煙が噴出した場合でも廊下の避難に支障がない場合なども想定される。
5	34	非常用昇降機の乗降ロビーの排煙を外気に向かって開くことのできる窓で確保した場合、この窓は延焼のおそれのある部分に設置することはできるか。	できるだけ延焼のおそれのある部分以外の部分に設置することが望ましい。
6	39	①の「風道は、不燃材料で造ることとし、令第 112 条第 16 項に準ずる構造のダンパーを設けること」とあるが、「この風道には機械排煙の風道が含まれる」と解してよいか。	含ないものとして扱う。
7	42	「直通階段の要件」の本文 2 行目に「階段の途中に扉があるなど・・・直通階段に該当しない」とあるが、階段の踊り場に常時閉鎖で感知器連動開放扉を設置し、階段の有効幅員以上の通路幅を確保した場合は、避難上支障が無いので、直通階段と判断してよいか。	感知器連動開放扉であっても、非常（避難）時に必ず開放されている保証はなく避難上支障が無いとはいえないので、設置できないものとする。

8	52	<p>②の三行目に「この場合、100㎡以内ごとに区画すべき部分には階段室の部分、昇降機の昇降路の部分（当該昇降機の乗降のための乗降ロビーを含む。）及び廊下等の避難施設の部分で耐火構造の壁等で区画された部分を含まない。」とあるが、この部分の相互間の区画は不要と考えてよいか。</p>	<p>2009.11.10質問・回答のNo13においてすでに相互間の区画は必要である旨回答済みである。ただし特定行政庁によって相互間の区画を不要としているところもあるので各申請先と相談されたい。</p>
9	81	<p>8行目に防煙垂れ壁より排煙口まで50cm以上の確保が記載されているが、排煙設備については基本的には、垂れ壁下端より上部に位置すれば有効と考えられることから傾斜天井という条件だけで、50cm有効となっているが、下記のように傾斜天井も色々な形状があり基準としては厳しいのではないか。</p> 	<p>8行目なお書き以降の内容は、傾斜部分の天井に排煙窓を設けた場合の扱いである。傾斜天井は水平天井に比べ蓄煙容積が少なくなるため、排煙口の下端より50cmの確保を求めたものである。</p>
10	84	<p>前回（2013.6.14更新）の質問・回答No9について、仕上げ材を準耐火構造の構成材（特別仕様の不燃材料の場合）と兼ねる場合も可能か。</p>	<p>可能である。</p>
11	84	<p>解説6行目「避難安全検証法の適用対象建築物については、廊下も室として扱うことができる。」とあるが、この避難安全検証法の適用対象建築物とは、以下の2つのどちらと考えれば良いか。</p> <p>①検証法で計算することの出来る建築物 ②検証法で計算した建築物</p>	<p>①である。</p>

12	93	<p>ハに「廊下部分は避難経路であり・・・」とあるが、平 12 建告第 1411 号の屋外への出口と令第 125 条の屋外への出口は同じでなくてもよいのか。避難経路を別々で考えてよいか。</p> <p>その場合、平 12 建告第 1411 号の屋外への出口からは、令第 125 条の屋外への出口とは法文上は違うため令第 128 条の適用がなく、道路まで 1.5m の敷地内通路の設置の必要がない場合もあると考えてよいか。</p>	<p>避難経路を別々に考えてよい。</p> <p>従って、平 12 建告第 1411 号の屋外への出口から令第 128 条の敷地内通路が不要の場合もある。</p>
13	95	<p>4 m 以上の通路が 2 面ある場合は、両方に非常用出入口が必要か。</p> <p>また、植栽等があっても、ここでいう 4 m 通路とみなせるのか。</p>	<p>両方とも必要である。なお植栽等の障害がある場合は各申請先(消防機関含む)に相談されたい。</p>
14	100	<p>②四行目に「・通路部分は、屋内部分と耐火構造の壁・床及び常時閉鎖式の防火設備で区画し、・・・」とあり、開口部は常時閉鎖式とすることとなっているが、壁と一体となったメールボックス(ピロティ側から入れ、室内側から取り出すタイプ)がある場合は煙感知器連動の防火設備(ex.シャッター)でもよいか。</p> <p>また、換気の開口部の処理は如何にすべきか。</p>	<p>貴見のとおりである。</p> <p>なお、換気については外壁貫通部に防火ダンパーを設け、かつ、ダクトを板厚 0.8mm 以上の鉄製とし、吹出口を通路上空部の外壁面より突出することなども考えられる。</p>
15	100	<p>令第 125 条の屋外への出口について、床面積に算入されないピロティの先端(下図の②)を出口と考えてよいか。</p> <p>なお、①はピロティへの出口であり建具がある。</p> <div data-bbox="427 1473 871 1724" data-label="Diagram"> </div> <p style="text-align: center;">立面図</p>	<p>①が出口である。</p>

16	121	<p>①ひさしの下に柱がある場合でも、十分に外気に開放されていれば、令第112条第1項第一号の「その他これらに類する用途に供する建築物の部分」に該当するものとして扱ってよいか。</p> <p>②物販店舗の荷さばきスペースも倉庫・工場と同様な扱いでよいか。</p> <p>③ホームセンターのような外部の売り場で同様な形態があっても、外部の部分との区画は不要と考えてよいか。</p>	<p>①、②は貴見のとおりである。</p> <p>③の場合は適用できない。当ページの扱いは一行目にある通り荷捌きスペースの利用に限定している。</p>
17	128	<p>2階及び3階のエレベーター昇降路部分が、耐火構造の壁で区画され、エレベーターが不停止階の場合、4階部分の昇降路部分も堅穴区画として、遮煙乗場ドアは必要となるのか。</p>  <p>The diagram shows a cross-section of a building with four floors. The elevator shaft is located between the 2nd and 3rd floors. A fire-resistant wall (耐火構造の壁) is shown on the left side of the shaft. The shaft is labeled '昇降路' (Elevator Shaft). The floors are labeled: 4階(オーナー住戸) (4th floor, Owner's apartment), 3階(住戸) (3rd floor, Apartment), 2階(住戸) (2nd floor, Apartment), and 1階(住戸) (1st floor, Apartment). A note indicates that the fire-resistant wall and the 2nd and 3rd floors are non-stop floors for the home elevator (耐火構造の壁及び2階3階はホームエレベーター不停止階).</p>	<p>昇降機の昇降路の部分とその他の部分は区画が必要である。</p>
18	135	<p>解説に記載がある「廊下や間仕切壁に代わる防火避難上の対策」とあるが、具体的にはどのようなことが対策となるか。</p>	<p>オープンスクールは間仕切りのない形態であるため、防火避難上の対策として、たとえば平面的に水平避難区画された場合のように、出火ゾーンから非出火ゾーンまで避難に有効なバルコニーを介して避難できる場合などが想定される。</p>
19	159	<p>前回(2013.6.14更新)の質問・回答No15の自転車駐車場の場合、「独立した自走式自動車車庫」の扱いにある1層2段、2層3段が前提となるのか。</p>	<p>自転車駐車場の場合は階数に関係はない。</p>

20	その他	防火区画の壁や床に接する外壁部分に設けられたスパンドレルをダクトが貫通する場合、100φ以下の防火覆いであれば防火ダンパーを不要としてよいか。	令第112条第16項により、準耐火構造の防火区画を貫通するので開口部の大きさに関係なく防火ダンパーが必要となる。
21	その他	法第22条区域の建築物の屋根の技術的基準は令第109条の5で火災による火の粉が「通常の火災」によるとされ、一方防火・準防火地域の場合は令第136条の2の2で火災による火の粉が「市街地における通常の火災」とされ、その基準はそれぞれ前提が異なっている。よって大臣認定において防火・準防火地域における屋根としてDR-xxxxの大臣認定を取得している屋根であっても、法第22条区域で使用する屋根の場合は別途UR-xxxxの大臣認定が必要と思えるがどうか。	市街地における通常の火災は通常の火災よりも火の粉が多くなることを前提としているため、DRの大臣認定であればURの大臣認定と同等以上と扱える。
22	その他	共同住宅の自動車車庫で100㎡以内の防火区画がなされている場合、令第126条の2第1項ただし書き第一号の適用については、共同住宅の用途の一部と考えられるため可能か。	自動車車庫は、住宅の用途の一部とは考えられないので、ただし書きの適用は不可。 参考： 前回(2013.6.14 更新)の質問・回答 No16
23	その他	令第121条により、2以上の直通階段を設けなければならない建築物において、たまたま3つの直通階段が設置される場合に、令第125条第1項の階段から屋外への出口の規定は、3つの直通階段全てに適用され、屋外への出口までの歩行距離は令第120条に規定する数値以下とする必要があると考えてよろしいか。	貴見のとおりである。